

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部は、今回施行期日を定める分)

第一 自動車損害賠償保障法の一部改正

一 目的の改正

この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とするものとする。

(第一条関係)

二 紛争処理に対する時効の完成猶予効の付与等

1 時効の完成猶予

(1) 保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の調停（以下「紛争処理」という。）による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時

に、訴えの提起があつたものとみなすものとする。

(第二十三条の十四第一項関係)

- (2) 紛争処理の業務の全部の廃止の許可を受けたことにより指定紛争処理機関の指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失った日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が当該指定がその効力を失った旨等の通知を受けた日又は当該指定がその効力を失ったことを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、(1)と同様とするものとする。

(第二十三条の十四第二項及び第二十三条の十七第四項関係)

- (3) 指定紛争処理機関の指定が取り消され、かつ、その取消しの処分の日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が当該処分があつた旨の通知を受けた日又は当該処分を知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、(1)と同様とするものとする。

(第二十三条の十四第三項及び第二十三条の二十一第三項関係)

(1) 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるものとする。

イ 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

ロ イに掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

(2) 受訴裁判所は、いつでも(1)の決定を取り消すことができるものとする。

(3) (1)の申立てを却下する決定及び(2)の規定により(1)の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(第二十三条の十五関係)

三 自動車事故対策事業の創設

1 政府は、自動車事故対策事業として、第七十二条第一項に規定する自動車損害賠償保障事業及び2に規定する被害者保護増進等事業を行うものとする。

(第七十一条関係)

2 政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行うものとする。

(1) 被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務

(2) 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生の防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務
(第七十七条の二第一項関係)

3 政府は、被害者保護増進等事業に係る業務のうち、独立行政法人自動車事故対策機構法第十三条に掲げるものについては、独立行政法人自動車事故対策機構に行わせるものとする。
(第七十七条の二第二項関係)

4 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画（以下「被害者保護増進等計画」という。）を作成するものとする。
(第七十七条の三第一項関係)

5 被害者保護増進等計画に定める事項は、次のとおりとするものとする。

(1) 被害者の生活の実態、自動車事故の発生の状況その他の被害者保護増進等事業の実施に際し考慮すべき事項

(2) 被害者保護増進等事業の目標に関する事項

(3) (2)の目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要に関する事項

(第七十七条の三第二項関係)

6 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成するときは、あらかじめ、被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第七十七条の三第三項関係)

7 政府は、被害者保護増進等計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の被害者保護増進等計画に規定する事業を実施する者に対する補助を行うものとする。

(第七十七条の四関係)

8 保険会社等は、1に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定め

るところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければなら
ないものとする事。 (第七十八条関係)

9 政府の自動車事故対策事業の業務は、国土交通大臣が管掌するものとする事。

(第八十三条関係)

四 罰則の追加

第二十三条の十七第四項又は第二十三条の二十一第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知を
した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処するものとする事。

(第八十八条第三号関係)

五 その他

その他所要の改正を行うものとする事。

第二 特別会計に関する法律の一部改正

一 自動車安全特別会計の目的及び勘定区分

1 自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確

にすることを目的とするものとする。

(第二百十条第一項関係)

2 自動車安全特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分するものとする。

(第二百十二条関係)

二 自動車事故対策勘定の基金

1 自動車事故対策勘定においては、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第四項の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額(同法第二条の規定による改正前の附則第五十五条第一項に規定する自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。)に相当する金額をもって基金とするものとする。

(第二百十二条の二第一項関係)

2 1の基金の金額は、4又は5の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(第二百十二条の二第二項関係)

3 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(第二百十八条第一項関係)

4 3の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする事。

(第二百十八条第二項関係)

5 3の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする事。

(第二百十八条第三項関係)

三 自動車事故対策勘定の積立金

1 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする事。

(第二百十八条の二第一項関係)

2 1の積立金は、被害者保護増進等計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができるものとする事。

(第二百十八条の二第二項関係)

四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、一部を除き、令和五年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第四条まで関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。 (附則第五条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。 (附則第六条から第十二条まで関係)